

提案します！

青少年がスマートフォンを利用する場合 ～家庭でのルールづくり～

スマートフォンは、SNSで友達とつながることができたり、ネットゲームを楽しむことができたりなど、便利なものです。

一方では、SNSを通じて知らない人と出会ったことをきっかけに、深刻な犯罪被害に遭うおそれもあります。

大切なお子様が犯罪に巻き込まれることがないように、『家庭でのルールづくり』をして、気をつけ合っていきましょう。

※ SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。

青少年のスマートフォン安全利用に向けて・・・

『家庭でのルール』の例

全国のさまざまな地域で、青少年のスマートフォン安全利用に向けて、『家庭でのルールづくり』を勧める取組が、すでに始まっています。主な『家庭でのルール』を次のとおり提案します。

1 利用時間・場所を制限する。

スマートフォンの利用は「午後10時まで」「学校には持って行かない」といったルールを作り、保護者の方々がお子様の利用状況を確認しましょう。

2 利用サイト・機能を制限する。

お子様の年齢等に応じ、ネットゲームの有料アイテムの購入や、SNSの利用を制限しましょう。

3 顔写真を含めて、個人情報を公開しない。

一度インターネット上に情報を載せると、拡散することを止めることはできません。

4 他人の悪口を書き込まない。

インターネット上は顔が見えないため、言葉がエスカレートしがちになります。

5 ネットで出会った人と会わない。

ネットで出会った人は、本当はどのような考えを持った人かは分かりません。絶対に会わないようにしましょう！！

みんなでつくろう！危機の安全



高知県警察本部 少年女性安全対策課
少年サポートセンター





全国では、青少年がネット利用により 犯罪に巻き込まれています

具体例

1 SNSの出会いを通じた重大な被害

- SNSを通じ、犯人が女子生徒と知り合った後、メール等のやりとりを通じて、実際に会った結果、殺害された。
- 犯人が、SNSを通じて女子生徒と知り合った後、言葉巧みに援助交際を要求。裸の写真や学生証をスマートフォンで撮影して脅迫し、再度の関係を要求された。

2 裸の写真をネット上に拡散される被害

- 犯人が、ゲームアプリの掲示板にLINEのスタンプ無料提供を呼び掛けた。呼び掛けに応じた女子生徒に対し、LINEでやりとりをする中で、裸の写真を送るように脅迫。その後、写真はネット上に拡散された。

- 具体例で挙げた事件は、いずれも警察によって犯人は検挙されています。しかし、傷ついてしまった被害者の身体や心が、以前のように戻ることは困難になります。

フィルタリングを活用しましょう！

青少年のインターネット安全利用に向けて、各携帯電話会社のフィルタリングサービスを活用することを勧めます。

法律や高知県条例でも、保護者やスマートフォンの販売店に対し、フィルタリングサービスの利用等について努力義務が定められています。

- 青少年インターネット利用環境整備法（平成30年2月改正法施行）
 - 保護者は、フィルタリングサービスの利用等によって、青少年のインターネット利用を適切に管理すること。
 - スマートフォンの販売店は、契約の相手方が青少年であるかを確認し、青少年の場合は、フィルタリングサービス利用の必要性を説明すること。
- 高知県青少年保護育成条例（平成30年4月改正条例施行）
 - 保護者が、子供のインターネット利用時間・場所を制限すること。
 - 保護者が同意した機能に制限すること。
 - フィルタリングサービス利用等により、有害情報を見せないこと。



フィルターマン

※ フィルタリングサービスの利用
促進のために創られたキャラクター

少年のネット利用に関する犯罪被害、非行、家出、いじめ等の相談対応は…

- 警察少年相談電話(ヤングテレホン) 088-822-0809
- 最寄りの警察署 又は高知県警察本部(088-826-0110)